

高等学校における通級による指導の制度化について

有識者会議の報告(H28. 3)

高等学校における通級による指導の制度化の必要性、具体的な制度設計の在り方、制度化に当たっての充実方策等について提言（制度開始はH30年度～予定。教育課程の在り方については、中教審における学習指導要領改訂の中で検討する必要と指摘）

今後のスケジュール（予定）

省令・告示案についてパブリック・コメント(H28. 6～7)

中教審特別支援教育部会の取りまとめ(H28.5)でも同様の指摘

①省令（学校教育法施行規則）の改正

- ・ **高等学校**で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者（※1）を教育する場合、**特別の教育課程**によることができる（通級による指導）
（※1）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱（小・中学校と同様）

②告示の改正

- ・ 通級による指導を **高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える**ことができる
- ・ 通級による指導に係る修得単位数を、**年間7単位**（※2）を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる
（※2）中学校の時数と同程度
- ・ 小・中学校も含めた通級による指導の内容に係る規定の**趣旨を明確化**（従来は「障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む」と定められていたところ、**障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服**という本来の目的に照らし、**障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる趣旨**であることを明確化）

中教審の審議まとめ(H28. 8頃)

高等学校における通級による指導に関する教育課程上の取り扱いについて取りまとめ

省令・告示改正(H28. 8～9)

制度化に向けた準備(H29)

<国> 説明会等での周知、指導内容・方法の開発・普及、教員の加配要望・専門性向上

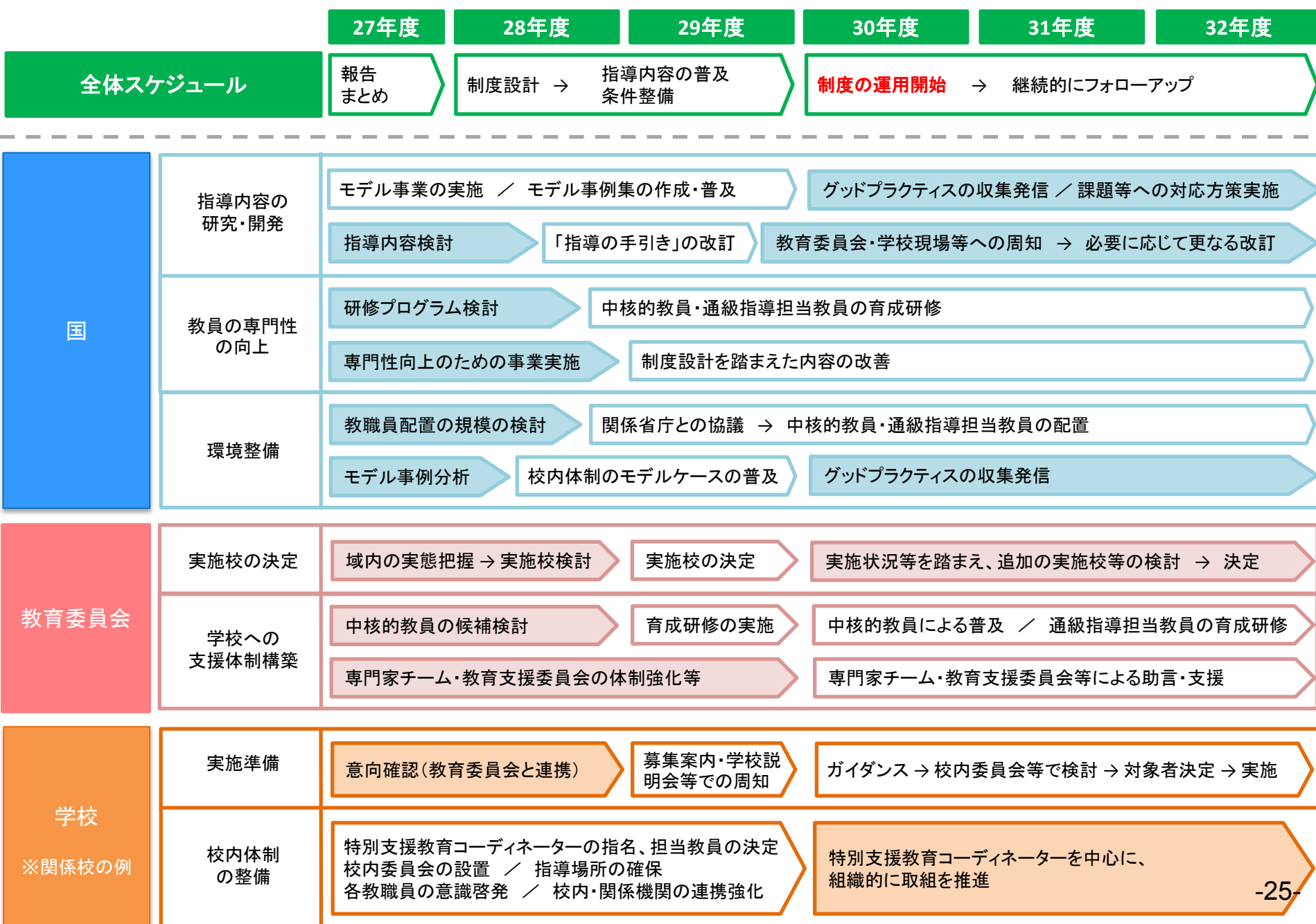
<教委> 対象校の検討・決定、学校への支援体制構築 <学校> 周知（募集案内・説明会等）、校内体制・施設の整備 etc

制度の運用開始(H30. 4)

-24-

「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、**高等学校においても多様な学びの場を整備**し、自立と社会参加を支援

高等学校における通級による指導の導入に向けた今後のロードマップ



高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

趣旨

- 現行制度上、**高等学校においては、教育課程の弾力的運用を行うことはできるが、小・中学校のような「通級による指導」が制度化されていない。**
- 障害のある子供たちの自立と社会参加に向け、平成26年度に文部科学省が開始したモデル事業の成果も踏まえ、**高等学校における「通級による指導」の制度化等について検討する**ため、調査研究協力者会議を開催。

協力者

◎主査、○副主査 【50音順】

石川 誠	株式会社いなげやウイング管理 運営部長(兼)事業推進部長
市川 宏伸	日本発達障害ネットワーク理事長
◎岩井 雄一	十文字学園女子大学教授
大南 英明	全国特別支援教育推進連盟理事長
笹谷 幸司	神奈川県立綾瀬西高等学校長
高岡 麻美	府中市立府中第九中学校長
○柘植 雅義	筑波大学教授(人間系障害科学領域)
中田 正敏	明星大学教育学部講師
永妻 恒男	さいたま市立大宮南中学校長
西川 公司	日本肢体不自由教育研究会理事長
三代 恵里子	島根県教育庁特別支援教育指導主事
水野 忠輝	静岡県教育委員会高校教育課指導主事
村野 一臣	東京都立町田の丘学園校長

スケジュール(予定)

27年
度

- ・ **調査研究協力者会議において議論**

28年
度

- ・ 必要な制度改正

29年
度

- ・ 設置者における制度の導入準備

30年度

- ・ 制度の運用開始(予定)